

北川マンション管理相談所通信

2012年(平成24年)11月25日
第00027号(隔月発行)

編集/発行者: 北川 潔
電話: 03-6359-4977
URL: <http://www.kitagawa-man.com>

大規模修繕で指示処分

シニョー 監理技術者らを重複配置

国交省関東整備局

国土交通省関東地方整備局は九月一〇日、マンション修繕工事を手がけるシニョー(本社 神奈川県 森哲夫社長)に対し、建設業法に基づく指示処分を行った、と発表した。

専任の期間は、基本的に契約で定めた法的には期間中は、他物への配置が禁止されている。今回は専任期間中に他物件への配置があり、この点が技術者

交代に伴う書類上の不備③技術者の退職などによる人数不足、などがあるという。①は専任期間に内処理の仕方に問題があったと考えられる。いわゆる「うっかりミス」も

再発防止策として、工事管理部が技術者の配置・専任状況を一元的にチェックし、重複などが起らないよう管理する体制に改めた。これまで各工事部長や支店が技術者を配置していたが、結果的に一元的な管理が出来にくかった。

シニョーは「このたびの処分を厳粛に受け止め、今後適切に対応してまいります。お客様の信頼を得ることが当社の事

の大規模修繕工事で、現場ごとに選任しなければならぬ監理技術者・主任技術者が、選任期間中に他物件にも配置されていた点。2009年から昨年に施工した東京、神奈川県、千葉、埼玉の計85件の大規模修繕工事を請け・下請け物件で、重複があった。

国土交通省関東地方整備局が行ったシニョーに対する建設業法に基づく指示処分が専門工事業界内に静かな波紋を呼んでいる。マンション大規模修繕工事は建築一式工事とみなされないのか、という懸念と関係している。

処分の理由は85の工事現場における技術者の選任義務違反で、専任すべき現場に同一技術者を重複配置していたとされる。建設業法では請負工事金額が2500万円以上、建築一式工事は5000万円以上の場合、監理技術者や主任技術者の専任配置の規定がある。

大規模修繕工事は建築一式か否かの議論は以前から業界内であり、ある業者は「数年前各地方整備局に問合せたら見解がバラバラで、担当者でも異なるグレーゾーン」と指摘する。

関東や近畿整備局の建設業担当者に聞くと、「躯体をいじるか否か」が一つの目安

「躯体をいじるか否か」が一つの目安になったりしている。専門工事団体間のような指摘もある。業界内には「判断基準には言えない。単純に準をもっと明確にすればいい」という声もあれば、「工期の捉え方、雇用の見直しなど、見直す必要がある」という見解もあ

建設業法は、マンションなどの工事に際しては特に特定建設業許可業者に対し、外注費が総額2500万円以上上の工事を元請けする際、工事現場に選任の監理技術者を配置するよう求めている。2500万円未満の工事や下請けの場合は主任技術者を選任させる義務がある。

仮に塗装、防水など複数の工事業種で構成す

おふ
たいむ

大規模修繕・工事業種は建築一式? 適用状況で異なる業法上の扱い

判断はケースバイケースも「躯体いじるか」が1つの目安

大規模修繕工事が建築一式か否かの議論は以前から業界内であり、ある業者は「数年前各地方整備局に問合せたら見解がバラバラで、担当者でも異なるグレーゾーン」と指摘する。

関東や近畿整備局の建設業担当者に聞くと、「躯体をいじるか否か」が一つの目安

「躯体をいじるか否か」が一つの目安になったりしている。専門工事団体間のような指摘もある。業界内には「判断基準には言えない。単純に準をもっと明確にすればいい」という声もあれば、「工期の捉え方、雇用の見直しなど、見直す必要がある」という見解もあ

聞第88号より)

